

# 私立学校をめぐる経営の現状と課題

あゆみ監査法人

法人代表

代表社員・公認会計士 升永清朗

# 1. 日本経済の現状と行政改革

- 地方経済

景気低迷により、借入金为学校経営を圧迫

- 少子化

1、出生数及び合計特殊出生率の推移(参考資料1)

2、我が国の総人口の見通し

3、福岡県の地区別私立学校在籍者数の推移(参考資料2, 3)

4、福岡県の地区別中学校卒業生数の推移及び見込者数の推計(参考資料2, 4)

- 大学全入時代

大学全員入学、07年以降に 文部科学省

- 三位一体改革

税源移譲

補助金削減

地方交付税見直し

## 2. 業界別制度改革

- 公認会計士  
公認会計士法の改正⇒企業との癒着を防止
- 上場企業  
会社法の制定と金融商品取引法の制定⇒企業情報の適時開示と経営者による適正性の宣誓
- 公益法人
  1. 公益法人制度改革三法⇒民間非営利活動の裾野の拡大と無駄な公益法人を廃止し官僚の天下り先をなくす
  2. 公益法人会計基準の改正
- 学校法人

# 3. 学校法人制度改革の原点

- 日本版ビッグバン

1996年11月橋本内閣 金融市場の改革スタート

- 改革の3原則

- i) フリー

自由な市場参入

——株式会社・NPOの学校設置の認可

- ii) フェア

ルールの透明化、明確化

——内部管理体制の強化、情報開示の強制

- iii) グローバル

国際化に対応した法制度、会計制度

——学校法人会計基準の見直し

- 自己責任・自助努力

護送船団方式は廃止

## 4. 学校法人制度改革

- 私立学校法の一部改正(平成16年4月28日付)
- 私立学校法施行令の一部改正(平成16年7月9日付)
- 組合等登記令の一部改正(平成16年7月9日付)  
理事長等代表権を付与された理事のみ登記
- 私立学校法施行規則の一部改正(平成16年7月9日付)

上記の改正は全て平成17年4月1日施行

## 5. 私立学校法改正の概要

- 学校法人の管理運営制度の改善
  - ① 理事制度の改善⇒理事会の法制化
  - ② 監事制度の改善⇒監査報告書の作成、評議員との兼業禁止、監事の選任
  - ③ 評議員制度の改善⇒事業計画、事業の実績の意見を述べる(経営に参画)
  
- 財務情報の公開
  
- 私立学校審議会の構成の見直し

## 6. 公開対象となる財務書類等の種類

- ① 財産目録
  - 1. 資産額⇒基本財産、運用財産、収益事業用財産
  - 2. 負債額
- ② 貸借対照表
- ③ 収支計算書
  - 1. 資金収支計算書
  - 2. 消費収支計算書
- ④ 事業報告書
  - 1. 法人の概要
  - 2. 事業の概要
  - 3. 財務の概要
- ⑤ 監事による監査報告書

平成17年6月1日より適用

## 7. 寄付行為

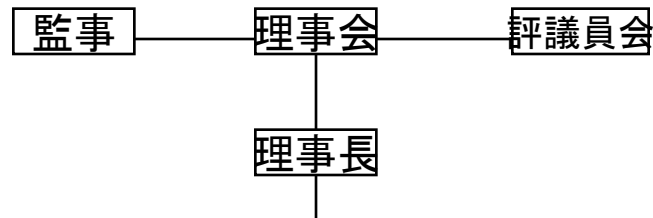
### ■ 私立学校法の改正において変更した規定

- ① 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
- ② 理事会に関する規定
- ③ 理事(理事長を除く。)の理事会召集権の規定
- ④ 監事の職務の規定⇒監事報告書を理事会と評議員会に提出
- ⑤ 監事の選任手続の規定⇒評議員会の同意を得て理事長が選任
- ⑥ 評議員会への諮問事項の規定⇒事業計画
- ⑦ 評議員会への事業の実績の報告の規定



## 8. 学校法人の運営上の問題点

- 法人組織



- 理事の選任

事務長を財務担当理事に選任

- 予算の承認手続

評議員会の諮問後、理事会の承認を受ける。

- 決算の承認手続

監事監査報告書の日付→理事会開催日→評議員会開催日→公認会計士監査報告書の日付

## 9. 改正学校法人会計基準の主な内容

- 基本金の取崩しの弾力化

現行の量的規模の縮小(学校法人の廃止、定員の縮小等)に加え、諸活動の見直し又は取替更新に伴う資産の減少がある場合にも、当該基本金を取崩すことが出来ることとする。

- 注記事項の充実

財政及び経営の状況を判断する上で必要な注記事項を、今までの限定から幅広く必要と思われる注記事項を記載できることとする。(7項目)

- 有価証券の評価

有価証券に関する時価情報を注記する。

## 10. 私学をめぐる税制改正

- 受託研究事業の非課税措置(平成14年4月)
- みなし譲渡所得課税制度の見直し(平成15年4月)
- 寄付金税制改正(平成15年4月)
- 消費税法の改正(平成15年4月)
  - i) 中小事業者に対する特例措置
  - ii) 申告納付制度
  - iii) 総額表示  
幼稚園における給食の提供及びスクールバスの運用に係る消費税の取扱い
- 寄付金税制(受配者指定寄付)の拡充(平成16年4月)
  - i) 寄付の募集前に、募集対象事業を特定する必要なし
  - ii) 寄付の募集期間の制限なし
  - iii) 寄付者から直接私学事業団に入金可

# 11. 私学をめぐる規制緩和策

- 学校法人の出資による会社設立等  
平成13年6月文部科学省高等教育局私学行政課長通知
- 幼保一元化について  
平成14年7月文部科学省高等教育局私学部長通知
- 幼稚園特区  
2歳児から幼稚園入園を認める。
- 認定こども園の認定  
幼稚園と保育所を一元化
- 経済特区について  
株式会社、NPO法人による学校設置認可
- 中高一貫教育について  
中等教育の一層の多様化を計る。

## 12. 私立学校を取り巻く現状

- 中学校卒業生数の減少
- 高校進学率の頭打ち
- 中途退学者の増加
- 定員充足率の格差拡大
- 納付金収入の減少
- 補助金依存率の上昇
- 人件費の増加
- 正味財産の減少

# 13. 事務長としての経営改善の役割

- 事務職員の意識改革

  - 自ら魅力ある自己変革が必要

  - 財務、総務のプロフェッションとしてのスキルを高める

- 学校の現状分析(問題点の把握)

  - ① 定性分析

    - 教育の質、教員、職員及び理事の質

  - ② 定量分析

    - 採算分析、財務分析、キャッシュ・フロー分析(参考資料5, 6, 7)

## 14. 私学の今後の経営課題

- 魅力ある学校作り

ハード面 教育環境の整備 魅力あるキャンパス作り

ソフト面 教員、職員の質の向上 学園組織の見直し

人事考課制度の導入

- 中期長期計画の策定

現状分析と課題の明確化

- 改革プロジェクトチームの立ち上げ(参考資料8)